

福島産業復興機構による債権買取の 第9号・第10号案件の決定について

平成 25 年 1 月 28 日
商工労働部経営金融課

○中小企業者の二重債務問題に関し、先般（1月25日（金））、福島産業復興機構において、債権買取の第9号・第10号案件を決定。

○今回の決定分を含めた債権買取にかかる決定件数は、福島産業復興機構が10件、(株)東日本大震災事業者再生支援機構が6件の計16件。

○事業者・支援の概要は以下のとおり

【第9号案件】

- ・福島県浜通り地方の金属加工製造業者。従業員数17名。
- ・震災により工場・機械設備が損傷したほか原発事故による避難で一旦は営業停止。
- ・平成23年4月より工場・機械設備の応急措置を実施し、事業を再開したが、原発事故の風評被害により売上高が激減、それに伴う固定費負担の増加で収益が大幅に悪化。
- ・今般、グループ補助金により工場設備の復旧・機械設備の更新、収益基盤及び財務体質の強化を図るべく事業計画を策定。必要な資金の調達を容易とするために、債権買取を行うもの。
- ・新規融資については、地元信用組合が支援。

【第10号案件】

- ・福島県浜通り地方の設備工事業者。従業員数15名。
- ・自社設備への直接被害は軽微であったものの、震災及び原発事故の影響により全ての受注工事が一時的に中断となったほか、工事中物件の被災により再施工を余儀なくされるなど多大な損害を被った。
- ・事業再開後は、復興需要の取り込みにより受注は回復傾向にあるが、既往債務の負担が重く、再建の障害となっていることから、債権買取を行うもの。
- ・新規融資については、地元地銀が支援済み。

※県産業復興相談センターにおける相談受付状況

(平成 23 年 11 月 30 日～平成 25 年 1 月 18 日)

- ・相談延べ件数 1, 184 件
- ・相談実企業数 344 件
(浜通り 195 件、中通り 129 件、会津 20 件)

※債権買取決定の内訳

		福島産業復興機構 (10 件)	東日本大震災事業者 再生支援機構(6 件)
地域別	浜通り	9 件	4 件
	中通り	1 件	2 件
	会津	0 件	0 件
業種別	製造業	4 件	0 件
	飲食・小売業	3 件	1 件
	卸売業	1 件	1 件
	旅館業	1 件	0 件
	建設業	1 件	3 件
	農林水産業	0 件	1 件

(参考)

- ・平成 23 年 11 月 29 日 (火)、「福島県産業復興相談センター」を開所。
- ・平成 23 年 12 月 28 日 (水)、県、地域金融機関と中小企業基盤整備機構等の共同出資により、「福島産業復興機構」を設立。
- ・平成 24 年 2 月 22 日 (水)、国が「(株)東日本大震災事業者再生支援機構」を設立。

【問い合わせ先】

福島県商工労働部経営金融課 電話 024-521-7306 (県庁内線 2967・2968)
福島県産業復興相談センター 電話 024-573-2561